令和3年度第6回佐倉市建築審査会 会議録

令和 4 年 2 月 21 日(月) 午前 10 時 00 分~ 日時

場所 オンラインによる開催

(事務局:佐倉市役所社会福祉センター 地下会議室)

出席者

委 員 杉山委員、渡辺委員、小澤委員、角田委員

建築指導課立石課長、齊藤副主幹、佐藤副主幹、畠山主査 事務局

傍聴人 なし

会議の概要

1 開 会

開会宣言

委員4人が出席していることから、会議が成立していることを確認する。

2 建築指導課長あいさつ

3 議 事

(1) 同意案件

・建築基準法第43条第2項第二号に係る案件

1 件

○案件8

建築基準法第43条第2項第二号に係る案件

特定行政庁から、案件資料に基づき、周辺状況、建築計画の概要並びに許可相 当と判断した理由等について説明をする。

案件審查

員 ①今回許可の前提となる通路は、通路幅員 4m が確保され、東側の 委

位置指定道路(法第42条第1項第五号)に接しているが、位置指

定道路を延長できなかった理由があるのか。

特定行政庁 ①現在は、敷地の西側で平成12年の開発行為による、法第42条第

1項第2号の道路があるが、それまでは道路が無く、位置指定道路 の基準である転回広場を確保できない状況であった。また、通り抜 け形態となった現在であっても、一部区間において位置指定道路の 基準である縦断勾配が12%を超える箇所がある。

委 員 ②東側に複数存在する位置指定道路は、それぞれどの建築基準法上 の道路に接しているのか。

特定行政庁 ②東側の位置指定道路は、南北の法第42条第2項の道路を起点と している。その他の道路も同様である。

委 員 ③今回許可の前提となる通路の、南側にある法第 42 条第 1 項第二 号の道路は行き止まりとなっているが、高低差があるのか。

特定行政庁 ③高低差があり行き止まりとなっているため、終端に転回広場が設 けられている。

委 員 ④当該道路の道路幅員はどの程度か。

特定行政庁 ④法第42条第1項第二号の道路は、東側が道路幅員6m、西側が道 路幅員5.5mで終端が8mの転回広場となっている。

委 員 ⑤申請地からは、西側の法第 42 条第 1 項第二号の道路と東側に接 する位置指定道路へ、二方向避難が確保されているという認識でよ いか。

特定行政庁 ⑤そのとおり。

委 員 ⑥申請地から、西側にある法第 42 条第 1 項第二号の道路まで進む場合、開発区域の敷地内通路を除くと幅員 4m 未満で繋がっているのか。

特定行政庁 ⑥幅員 4m 以上である。

決定事項

案件8 について同意する。

4 連絡事項

(1) 次回以降の建築審査会の日程について

次回は令和4年3月28日(月)午後2時からとする。開催方法は後日連絡する。

5 閉 会 閉会宣言